

# おおい町地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和7年2月

おおい町防災会議



## < 目 次 >

<b>第 1 章 総則</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 計画の目的 .....	1
第 2 節 計画の性格 .....	2
第 3 節 計画の周知徹底 .....	3
第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 .....	4
第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定 .....	5
第 6 節 原子力災害対策重点区域の範囲 .....	7
第 7 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 .....	11
第 8 節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 .....	12
第 9 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 .....	21
第 10 節 広域的な活動協力体制 .....	27
<b>第 2 章 原子力災害事前対策</b> .....	<b>29</b>
第 1 節 基本方針 .....	29
第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 .....	30
第 3 節 立入検査と報告の徴収 .....	31
第 4 節 地域原子力防災協議会、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 .....	32
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	33
第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	34
第 7 節 緊急事態応急体制の整備 .....	38
第 8 節 避難収容活動体制の整備 .....	43
第 9 節 飲料水及び飲食物の摂取制限等 .....	48
第 10 節 緊急輸送活動体制の整備 .....	49
第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等 .....	50
第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 .....	55
第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定 .....	56
第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 .....	57
第 15 節 防災業務関係者の人材育成 .....	59
第 16 節 防災訓練等の実施 .....	60
第 17 節 原子力発電所上空の飛行規制 .....	63
第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 .....	64
第 19 節 災害復旧への備え .....	65
第 20 節 要配慮者災害予防計画 .....	66
<b>第 3 章 緊急事態応急対策</b> .....	<b>69</b>
第 1 節 基本方針 .....	69
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 .....	70

第3節	活動体制の確立	73
第4節	避難、屋内退避等の防護措置	85
第5節	治安の確保及び火災の予防	92
第6節	飲料水及び飲食物の摂取制限等	93
第7節	緊急輸送活動	94
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	97
第9節	住民への的確な情報の伝達活動	101
第10節	自発的支援の受入れ等	106
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	108

#### **第4章 原子力災害中長期対策** ..... 109

第1節	基本方針	109
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	110
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	111
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	112
第5節	各種制限措置の解除	113
第6節	損害賠償請求等	114
第7節	被災者等の生活再建等の支援	115
第8節	風評被害等の影響の軽減	116
第9節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	117
第10節	心身の健康相談体制の整備	118
第11節	住民相談体制の整備	119

#### **資料編** ..... 別添

# 第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の周知徹底
- 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
- 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定
- 第6節 原子力災害対策重点区域の範囲
- 第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 第8節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方
- 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱
- 第10節 広域的な活動協力体制



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

## 第2節 計画の性格

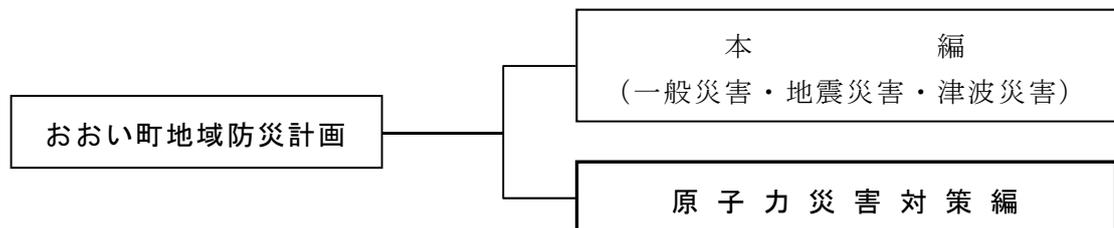
### 第1 おおい町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、おおい町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び福井県地域防災計画・原子力災害対策編（以下「県防災計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 第2 おおい町における他の災害対策との関係

この計画は、「おおい町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「おおい町地域防災計画（本編）」に準拠する。



### 第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害事前対策
- 第3章 緊急事態応急対策
- 第4章 原子力災害中長期対策

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

又、各機関においてはこの計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

おおい町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

又、県防災計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

## 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

### 第1 放射性物質又は放射線の放出

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。又、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出され、又、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

### 第2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

#### (1) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

#### (2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

### 第3 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。従って、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるができないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。従って、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講じるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。

## 第6節 原子力災害対策重点区域の範囲

本町において、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備及び通信連絡設備等の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

又、同一の原子力事業所内に設置されている全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）

原子力施設からおおむね半径5kmの範囲

イ 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。）

原子力施設からおおむね半径30kmの範囲

本町における原子力災害対策重点区域の範囲は、指針の目安及び県防災計画を踏まえ、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場又は事業所（以下「原子力事業所」という。）からそれぞれ、PAZを半径5km、UPZを半径30kmの範囲とする。

当該範囲は図1-1のとおりとする。又、町に関する原子力事業所の概要は、表1-1のとおりである。

原子力事業所 若しくは施設	原子力災害対策重点区域	
	PAZ (半径5kmの範囲)	UPZ (半径5～30kmの範囲)
関西電力(株) 大飯発電所3号機 " 4号機	大島地区(宮留、脇今安、畑村、 日角浜、河村、西村、南浦)	PAZで示した地区以外の 全地区
関西電力(株) 高浜発電所	—	おおい町全域

なお、関西電力(株)大飯発電所1号機及び2号機については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体

が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

原子力事業所 若しくは施設	原子力災害対策重点区域
	UPZ (半径5kmの範囲)
関西電力株 大飯発電所1号機 " 2号機	大島地区(宮留、脇今安、畑村、日角浜、河村、西村、南浦)

(参考) 「指針」に示されているPAZ、UPZの考え方

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに於いて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

イ 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

表1-1 町に関する原子力事業所設置概要

(令和6年4月1日現在)

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kw)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	関西電力㈱大飯発電所	3号機	おおい町大島	PWR	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2
	関西電力㈱高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	PWR	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17
	4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5	
	小計			6基	575.2				
廃 止 措 置 中	関西電力㈱大飯発電所	1号機	おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
		2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5
	小計			2基	235.0				
	合計			8基	810.2				

PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉

(注) 着工年月は、工事計画認可の月とした。

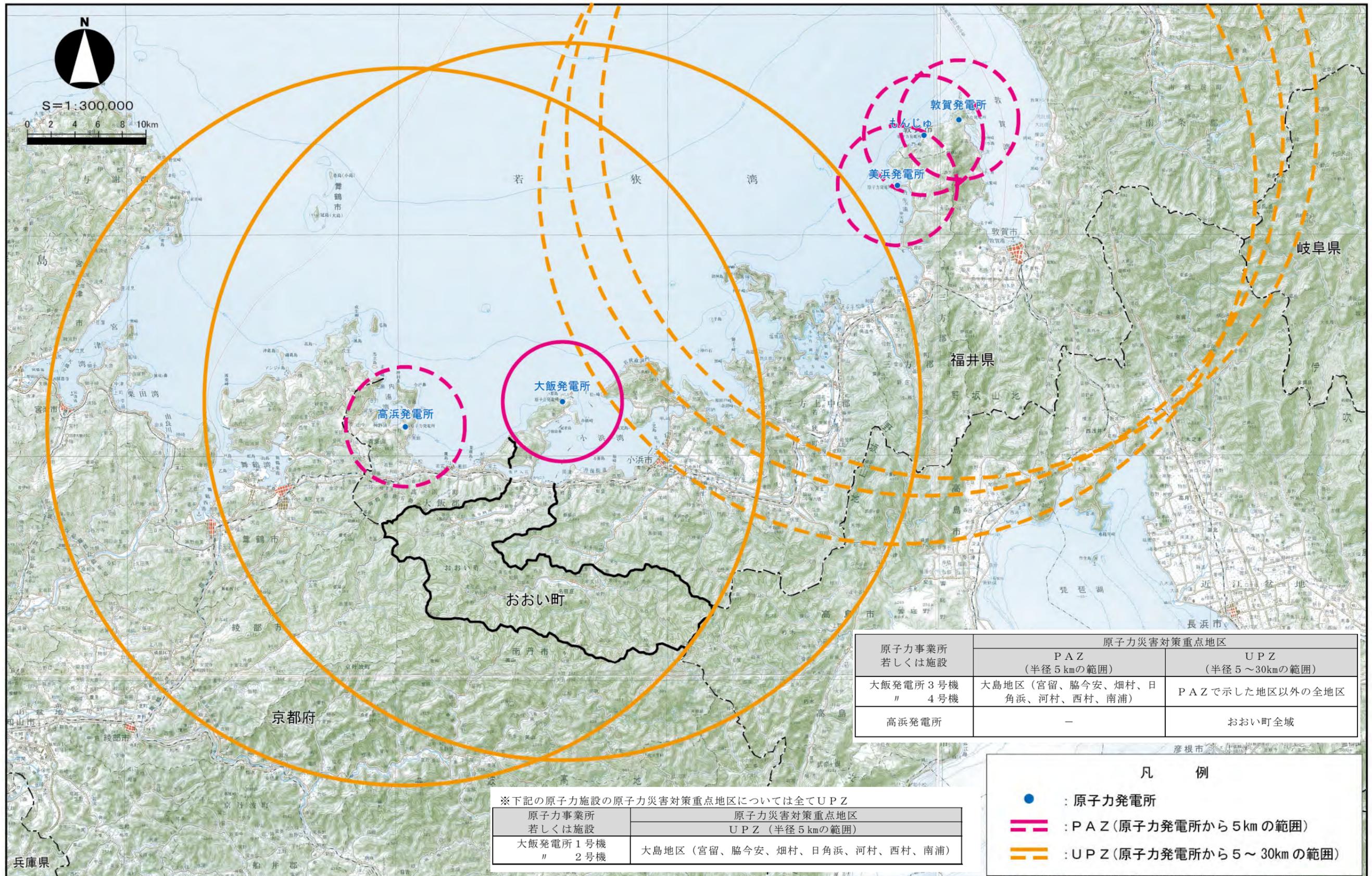


図1-1 おおい町におけるPAZ・UPZの範囲

## 第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態（おおい町又は高浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（おおい町又は高浜町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・【第1段階】警戒事態
- ・【第2段階】施設敷地緊急事態
- ・【第3段階】全面緊急事態

又、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

### 第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

## 第8節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

### 第1 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階又は復旧段階に区分する。

#### (1) 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

#### (2) 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

#### (3) 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

#### (4) 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

### 第2 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

#### (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

##### ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

**【警戒事態（第1段階）】**

この時点では住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、P A Z 関係市町及び関係防災機関は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

**【施設敷地緊急事態（第2段階）】**

原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、P A Z 内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

**【全面緊急事態（第3段階）】**

原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、P A Z 内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。又、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z 内においても、P A Z 内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。

なお、U P Z 外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

**イ 具体的な基準**

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。

原子力施設ごとのE A Lは、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき、

原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表1-2及び表1-3のとおりとする。

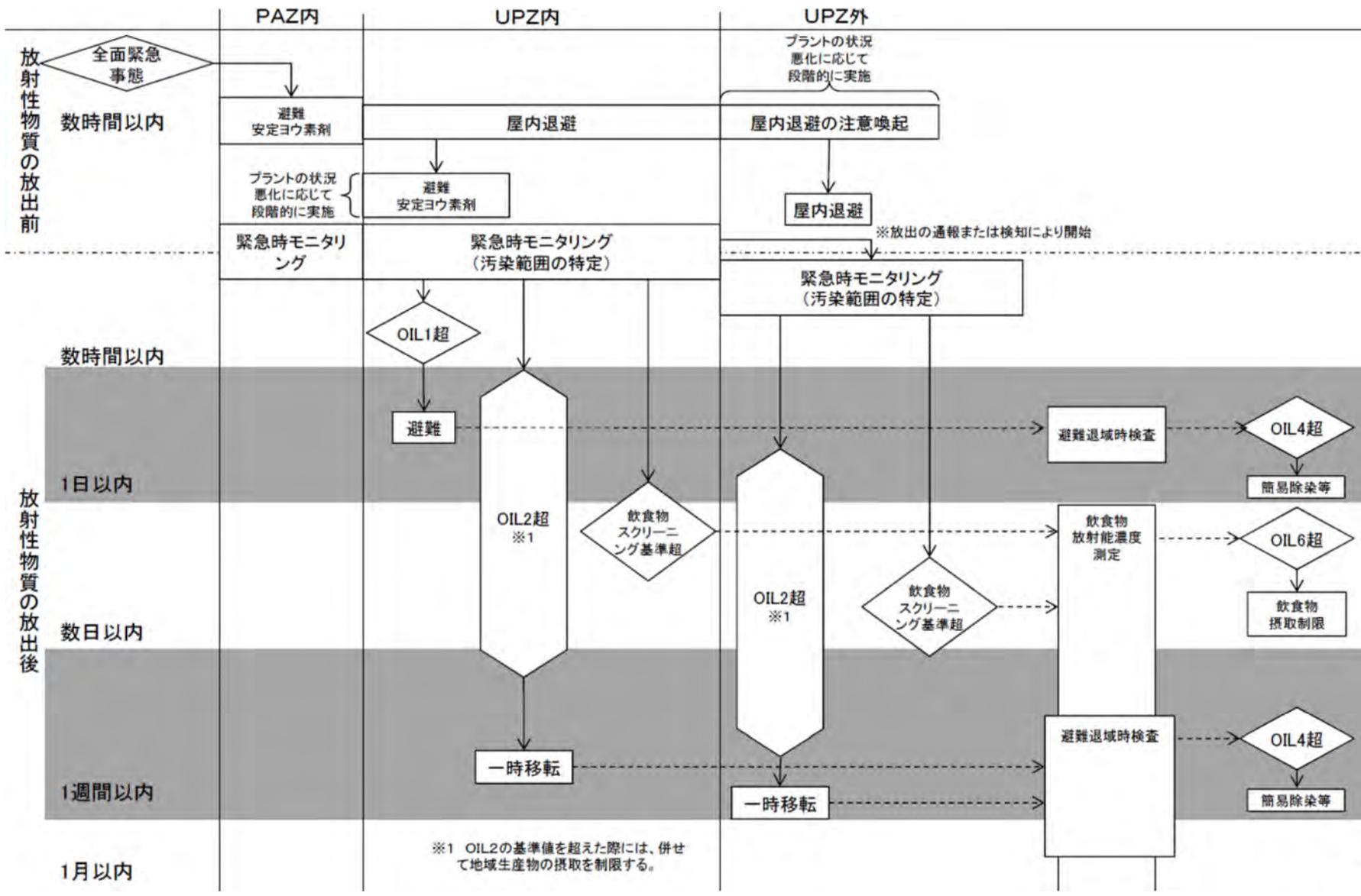


図1-2 防護措置実施のフロー

表1-2 緊急事態区分とEALについて(1/2)

1. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

【関西電力(株)大飯発電所3、4号機、関西電力(株)高浜発電所1、2、3、4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>第1段階</p> <p>警戒事態</p>	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑫ 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合</p> <p>⑬ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>第2段階</p> <p>施設敷地緊急事態</p>	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備また又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災また又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力また又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>第3段階</p> <p>全面緊急事態</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

表 1-3 緊急事態区分とEALについて (2/2)

1. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【関西電力(株)大飯発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>② 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合</li> <li>③ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</li> <li>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ul>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</li> <li>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ul>

表1-4 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
※9 飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力災害対策に関し、町・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、おおい町地域防災計画第1編第5章に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第1 おおい町	防災安全課	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (2) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (3) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (4) 原子力防災に関する組織の整備 (5) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (6) 原子力防災に関する教育・訓練 (7) 通信・連絡網の整備 (8) おおい町防災会議に関する事務 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 災害対策本部等に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 広報 (16) 退避及び避難に関する計画に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送及び必要物資の調達 (21) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策 (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力災害対策に対する協力
第2 その他の市町	防災担当課	(1) 関係市町の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設 (4) 広報

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第3 福井県	危機管理課	(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言及び協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等
第3 福井県	教育庁	(1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の確立と実施 (3) 退避（避難）施設としての協力

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第4 県警察（小浜警察署）	警 備 課	(1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
第5 若狭消防組合 若狭消防署（大飯分署・ 名田庄分署）	警防担当課	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること (5) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

## 第6 指定地方行政機関

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 中部管区警察局	広 域 調 整 第 二 課	(1) 管内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総 務 課	(1) 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 （福井財務事務所）	総 務 課	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供
4 近畿厚生局	総 務 課	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
5 福井労働局	総 務 課	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 （福井県拠点）	地方参事官 室総括担当	(1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と引渡
7 近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	企画調整課	(1) 国有林における汚染対策
8 近畿経済産業局	総 務 課	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
9 中部経済産業局 （電力・ガス事業北陸支局）	総 務 課	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電気の応急・復旧
10 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所）	道路管理課	(1) 一般国道（指定区間）の管理

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
11 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	沿岸防災対策室	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設及び防災施設の整備
12 中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13 大阪航空局 (小松空港事務所)	管理課	(1) 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14 東京管区気象台 (福井地方気象台)	防災担当	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
15 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部) (小浜海上保安署)	警備救難課	(1) 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 (2) 海上におけるモニタリング支援 (3) 海上における緊急輸送

## 第7 自衛隊

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室 第14 普通科連隊 第3科	(1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の搜索救助 (5) 消防活動 (6) 救護 (7) 人員及び物資の緊急輸送 (8) スクリーニング及び除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	
3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	

## 第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 西日本電信電話(株)	福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社 (福井県支部)	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便(株) (町内郵便局)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 (株)NTTドコモ北陸支社	福井支店	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5 KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
6 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 楽天モバイル(株)	大阪支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
8 (一社)福井県医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
9 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	金沢支社	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
10 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1) 災害対策用物資の輸送
11 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
12 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道路事務所	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
13 報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
14 電力関係機関 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀廃止措置 実証本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
15 研究機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
16 (公財)福井原子力センター		(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・町が実施する災害応急対策への協力
17 ガス関係機関 ・(一社) 福井県 LP ガス協会		(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保

### 第9 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 福井県農業協同組合		(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援 (3) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
2 れいなん森林組合		(1) 林産物に関する対策の指導
3 大島漁業協同組合 佐分利川漁業協同組合		(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導
4 おおい町商工会		(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びにあつ旋
5 病院等医療施設管理者		(1) 避難訓練の実施 (2) 原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
6 社会福祉施設管理者		(1) 避難訓練の実施 (2) 原子力災害時における入所者の保護
7 金融機関		(1) 被災事業者等に対する資金の融資

## 第10節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、町、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、図1-3に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

### 【原子力防災専門官】

原災法第30条に基づき内閣府に設置され、原子力防災センターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画や地方自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正、原子力災害時住民避難計画に係る指導・助言を行うほか、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態が発生した際は、原子力事故現地対策本部長代行（福井地域原子力規制総括調整官）補佐として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たる。

### 【上席放射線防災専門官】

平常時は、オンサイト・オフサイトにおける環境放射線モニタリングに係る業務及び原子力事業者の放射線測定設備の検査等の業務を行っている。

緊急事態が発生した際は、関係自治体の協力を得ながら、緊急時モニタリングセンターの立ち上げと県の監視センター等と協力して緊急時モニタリングセンターの中核となり、同センターの企画調整を実施する。



## 第2章 原子力災害事前対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
- 第3節 立入検査と報告の徴収
- 第4節 地域原子力防災協議会、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 第7節 緊急事態応急体制の整備
- 第8節 避難収容活動体制の整備
- 第9節 飲料水及び飲食物の摂取制限等
- 第10節 緊急輸送活動体制の整備
- 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等
- 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第13節 行政機関の業務継続計画の策定
- 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
- 第15節 防災業務関係者の人材育成
- 第16節 防災訓練等の実施
- 第17節 原子力発電所上空の飛行規制
- 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
- 第19節 災害復旧への備え
- 第20節 要配慮者災害予防計画



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

## 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

### 第1 方針

原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法第7条1項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する協議、当該計画に定める原子力防災要員等の届出について定める。

### 第2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

(1) 町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。

又、原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。

(2) 町は、原子力事業者が修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(3) 原子力事業者は、町、内閣総理大臣、原子力規制委員会、県に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。

### 第3 原子力防災要員等の届出の受理

(1) 町は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、届出を受けた場合には受領するものとする。

(2) 町は、原子力事業者が県に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況等について、県から周辺市町村長宛ての写しが送付された場合には受領するものとする。

### 第3節 立入検査と報告の徴収

町は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条第1項の規定に基づく原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することなどにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する町の職員は、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

## 第4節 地域原子力防災協議会、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、県が定期的開催する連絡会議に参加するものとする。

### 第1 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行うものとされている。

町及び県は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図るものとする。

### 第2 原子力防災専門官との連携

町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。

- (1) おおい町地域防災計画（原子力災害対策編）の修正
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3) 原子力防災訓練の計画策定及び実施
- (4) 原災法第12条の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（この章においては福井県大飯原子力防災センターを指し、以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用
- (5) 事故時の連絡体制及び住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応
- (7) その他原子力防災に関すること

### 第3 上席放射線防災専門官との連携

県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの実施、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な緊急事態応急対策等が行えるように努めるものとする。

又、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 町は、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する危険回避のための情報も含め、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達が重要なことから、これらに必要な設備及び体制の整備を図る。

### 第1 情報収集・連絡・伝達体制の整備

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

又、原子力防災専門官と常時連携を密にし、緊急時に備えた連絡体制の整備を推進するものとする。

(ア) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

(イ) 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

(ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

(エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。

エ 町は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、緊急時に有効な衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

カ 町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

キ 町は、災害時に使用する通信機器について、平常時からその運用方法を習熟しておくものとする。

## (2) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 第2 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、町防災行政無線や衛星携帯電話など多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するとともに、その操作方法等について習熟しておく。又、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

### (1) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

### (2) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の活用を努めるものとする。

### (3) 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の災害時優先電話、又、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、更にはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

### (4) 情報収集・伝達システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、無線電話、携帯電話等を整備するとともに、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

### (5) 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備

町は、国及び県と連携し、町と原子力防災センターとの間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線及び衛星回線を整備するものとする。

又、町、国、県及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。

### (6) 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、原子力発電所から消防機関への通報設備の整備に努めるものとする。

### (7) 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに

関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

#### (8) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

#### (9) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

### 第3 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

又、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

#### (3) 防災対策上必要な資料の整備

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と協力して応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力事業所に関する資料

(ア) 原子力事業者防災業務計画

(イ) 原子力事業所の配置図

イ 社会環境に関する資料

(ア) 種々の縮尺の周辺地図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

(エ) 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

- (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、老人福祉施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- (カ) 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- (キ) 原子力防災センター周辺の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- (ア) 周辺地域の気象資料
- (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図
- (ウ) 線量推定計算に関する資料
- (エ) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- (オ) 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
- (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況
- エ 防護資機材等に関する資料
- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況
- (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- (ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- (イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- カ 避難に関する資料
- (ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- (イ) 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町間の調整済みのもの）

#### (4) 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

又、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

#### (1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、情報収集事態の発生を認知した場合若しくは警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。又、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

#### (2) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

#### (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センターにおいて開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

### 第2 災害対策本部体制等の整備

町は、施設敷地緊急事態の発生若しくは全面緊急事態の発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

又、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 第3 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は原子力防災センターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地対策本部、県、関係府県、所在市町、関係市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

又、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係府県、関係市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

### 第4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

### 第5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
- (2) 町は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### 第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（避難退域時検査。「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

又、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### (1) 福井県・市町村災害時相互応援協定の活用

町は、町独自では指定避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

### (2) 福井県広域消防相互応援協定の活用

若狭消防組合消防本部消防長は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

### (3) 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

町は、全国原子力発電所所在市町村協議会で締結した「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」を活用するものとする。

### (4) 災害時等の応援に関する申し合わせ

原子力災害時における避難路の確保等について、「災害時等の応援に関する申し合わせ」により、近畿地方整備局の協力を得る。

### (5) 災害時における放送要請に関する応援協定

広く住民に災害情報を迅速に提供するため、CATV及びコミュニティFM事業者と締結した「災害時における放送要請に関する応援協定」を活用するものとする。

### (6) 災害時等における応援協定

生活物資や資機材等の輸送及び住民等の緊急避難を迅速に行うため、県トラック協会・県バス協会・県漁連等の関係団体と締結した「災害時等における応援協定」を活用するものとする。

## 第8 原子力防災センターの整備

- (1) 町は、原子力防災センターの指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 町は、県が国の協力を得て行う原子力防災センターの整備に協力する。
- (3) 町は、平常時から国、県、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、当該施設、設備、資機材、資料等について適切に維持・管理に努めるものとする。
- (4) 町は、国及び県とともに原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

## 第9 モニタリング体制等

県は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングに参画するために、国、関係市町、関係府県、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

## 第10 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 第11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 第12 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

又、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

### 第13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

## 第8節 避難収容活動体制の整備

### 第1 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、内閣府の「大飯地域の緊急時対応」、  
「高浜地域の緊急時対応」及び県の「福井県広域避難計画要綱」の内容を踏まえ、屋内  
退避や避難誘導等を記載した「原子力災害時における住民避難計画」を策定するもの  
とする。

国、県の広域避難計画は、避難訓練等を通じて課題を把握し、課題解決のために随時  
見直しを行うこととされており、町は、必要に応じて「原子力災害時における住民避難  
計画」を見直すものとする。

P A Z 圏内においては、指針等に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらか  
じめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊  
急事態宣言発出時には住民等の避難が直ちに可能な体制を構築する。

P A Z 圏外においては、指針等に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を  
実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。

又、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、  
町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心とな  
って市町村間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保  
するよう、努めるものとする。

### 第2 指定避難所等の整備等

#### (1) 指定避難所等の整備

町では、避難の際の一時集合施設や避難車両中継所として以下の施設を指定してお  
り、防災機関に対してこれらの施設について周知するものとする。

一時集合施設	避難車両中継所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島小学校</li> <li>・はまかぜ交流センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおい町総合町民体育館</li> </ul>

又、町は避難所の指定にあたっては、県の定める立地・隣接市町の県内避難先を基  
本としつつ、避難等を行うためにその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫し  
た緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指  
定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。又、一般の指定  
避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障が  
い者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

更に、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国  
及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域  
避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備等について、国や県、関係市町と連携し整備に努めるものとする。

スクリーニング・簡易除染場所の候補地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・きのこの森駐車場（おおい町鹿野）</li> <li>・道の駅名田庄駐車場（おおい町名田庄納田終）</li> </ul>

**(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保**

町は、県等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

**(3) コンクリート屋内退避施設の整備**

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

**(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結**

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

又、町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

**(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備**

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

**(6) 被災者支援の仕組みの整備**

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

**(7) 指定避難所における設備等の整備**

町は、県と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。

**(8) 物資の備蓄に係る整備**

町は、県と連携し、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める

とともに、指定避難所において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

### 第3 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害対策基本法第49条の10に基づき避難行動要支援者登録台帳を作成するものとする。又、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。
- (4) 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。又、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (5) 避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。又、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (6) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

### 第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 町は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- (2) 町は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るも

のとする。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における指定避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における指定避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

## 第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

又、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

## 第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

観光施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町及び関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、指定避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

## 第8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報共有する仕組みの整備

町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

なお、本町の広域避難先としては、県内では敦賀市、県外では兵庫県伊丹市及び川西市が指定されている。

## 第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 第10 指定避難所等・避難方法等の周知

町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バスで避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

又、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第9節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

### 第1 飲料水及び飲食物の摂取制限に関する体制整備

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲料水及び飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 第2 飲料水及び飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

町は、飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 第1 専門家の移送体制の整備

町は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (2) 町は、県、県警察、その他防災関係機関と連携し、避難住民及び物資のより迅速な輸送方法の確立を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等

### 第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県及び若狭消防組合消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、県の助言を受け、救急救助用資機材、救助工作車、広報車等の整備に努めるものとする。

### 第2 救助・救急機能の強化

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 第3 原子力災害医療体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、以下のとおり体制の整備を図るものとする。

#### (1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備

県は、原子力災害医療機関として、表2-1のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとされている。

ア 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとされている。

- (ア) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療
  - (イ) 甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣
  - (ウ) 原子力災害医療派遣チーム（以下「派遣チーム」という。）の保有及び派遣体制の整備
  - (エ) 救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣
  - (オ) スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
  - (カ) 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
  - (キ) その他原子力災害発生時に必要な支援
- イ 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備するものとされている。
- (ア) 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
  - (イ) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れ
  - (ウ) 派遣チームの保有及び派遣体制の整備

表2-1 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場19-5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺3丁目4-10
	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽4丁目11-22
公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松1丁目16-31	
原子力災害 拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3
	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1

## (2) 広域災害・救急医療情報システム等の活用

町は、県が整備した広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町村、防災関係機関並びに高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等のネットワーク化を図るものとする。

## (3) 救急医療班の整備

町は、県と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行なうための計画をあらかじめ定めるものとする。

## (4) 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

## (5) 被ばく医療措置訓練の実施

町は、県、原子力事業者、医療関係者及びその他の防災関係者と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

## 第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z内及びU P Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。なお、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等についても、住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

### (1) 事前配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎等において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

安定ヨウ素剤の保管（備蓄）場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおい町役場（本郷136-1-1）</li> <li>・はまかぜ交流センター（大島90-27）</li> <li>・ふるさと交流センター（鹿野42-27）</li> <li>・里山文化交流センター（名田庄久坂3-21-1）</li> </ul>

イ 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県、関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会及び協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。又、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 町は、県と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。又、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

### (2) 緊急時における配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 町は、県と連携し、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

### (3) 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備

町は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、救急医療体制の整備に努めるものとする。

## 第5 消火活動体制の整備

町は、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、県の助言を受け、平常時から消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全を確保し、又、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、県警察、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる下記ア～カに掲げる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

ア 個人の被ばく線量を測定する個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）

イ 放射性物質又は放射線による汚染防止のための防護器具（防護服、防護マスク、手袋等）

ウ 汚染等の測定を行うサーベイメータ等（電離箱式サーベイメータ等）

エ 住民に対する広報用機器（防災行政無線、CATV、インターネット、拡声器等）

オ 防災業務関係者へ連絡を行うための通信機器（携帯電話、衛星携帯電話等）

カ 防災用車両（広報車両、搬送車両等）

(2) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第7 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。又、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第8 救護所間等の情報通信体制の整備

町は、救護所の予定施設や病院等へのパソコンの導入を促進するとともに、原子力防

災センターと救護所間において情報を共有するシステムの整備を図るものとする。

## 第9 原子力事業者における通報連絡体制等の整備

原子力事業者は事業所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、町、県、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁、自衛隊等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。

## 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 第1 情報伝達方法の確立

町は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。又、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

### 第2 情報伝達施設・設備の整備

町は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、町防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

### 第3 住民等からの問い合わせへの対応

町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

### 第4 要配慮者への配慮

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 第5 住民等に対する情報連絡・伝達設備の充実

町は、原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ワンセグ放送、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用を図るものとする。

又、その他の媒体として、電光掲示板、防災行政無線、有線放送、県が構築した防災ネットワーク（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）の活用を図るものとする。

更に、おおい町有線テレビ放送（CATV）の活用を図り、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進めるものとする。

なお、観光客など一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

## 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

### 第1 計画の方針

町は、災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

### 第2 業務継続体制の確保

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

### 第1 計画の方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため、町は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

### 第2 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

#### (1) 広報活動

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、県から必要な助言を受けるものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性

イ 原子力施設の概要

ウ 退避等施設の位置

エ 原子力災害と原子力防災対策

(ア) 過去の原子力災害の事例

(イ) 原子力災害に関する特性

(ウ) 原子力災害対策特別措置法制定による新たな枠組み

(エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容

オ 原子力災害時における留意事項

(ア) 緊急時にとるべき行動

(イ) 避難等施設での運営管理、行動等に関すること

(ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

(エ) 要配慮者への支援に関すること

カ その他必要な事項

#### (2) 避難先の連絡について

町は、避難状況の確実な把握に向けて、指定避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

#### (3) 広報の方法

町は、防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

#### (4) 大規模災害に関する情報の公開・発信

ア 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

イ 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

#### (5) 防災訓練の活用

町は、原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

### 第1 計画の方針

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

### 第2 町における研修

町は、国、指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

又、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 原子力発電所等の施設に関する知識
- (3) 原子力災害とその特性に関する知識
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象予測等に関する知識
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関する知識
- (7) 緊急時に町、国、県及び国等が講じる対策に関する知識
- (8) 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関する知識
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関する知識
- (10) その他緊急時対応に関する知識

### 第3 原子力事業者における教育、研修

(1) 原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

又、原子力事業者は、町及び県の行う研修に協力し、町及び県から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

(2) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めると共に、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

## 第16節 防災訓練等の実施

### 第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

### 第2 防災訓練の計画策定及び協力

(1) 町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するための計画を策定するものとする。

(2) 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う場合、支援するものとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 災害対策本部等設置運営訓練
- ウ 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- エ 自衛隊災害派遣運用訓練
- オ 緊急時モニタリング訓練
- カ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- キ 原子力災害医療措置訓練
- ク 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ケ 周辺住民避難訓練
- コ 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- サ 指定避難所等運営訓練
- シ 広報訓練
- ス 交通対策等措置訓練

県が実施する防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとされている。

(3) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

### 第3 防災訓練の実施

町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するものとする。

#### (1) 要素別訓練等の実施

町は、県が定める防災訓練計画に基づき、定期的に行う防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた防災訓練を実施するものとする。

#### (2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

### 第4 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとされている。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとされている。

町は、国や県が実施する訓練に参画し、安定ヨウ素剤の配布や施設敷地緊急事態要避難者の避難など、町が実施すべき事項についての実践的な訓練を行うものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後に、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとされており、町は、必要に応じ、これらを踏まえて防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、おおい町地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。

### 第5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

## 第6 防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を規制するものとする。

## 第7 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第20節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

## 第17節 原子力発電所上空の飛行規制

### 第1 計画の方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和46年8月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第2の規制措置が国（運輸省、現国土交通省）においてとられたが、この飛行規制措置について、町、国、県及び原子力事業者が連携して対応する。

### 第2 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

- (1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和44年7月5日付け空航第263号運輸省航空局長通達ほか）
- (2) 原子力施設付近の上空（①北緯35度56分34秒／東経136度06分24秒 ②北緯35度43分／東経136度19分 ③北緯35度35分／東経136度13分 ④北緯35度36分／東経135度38分）の内側で自衛隊低高度訓練及び試験飛行等を行う場合は、北緯35度42分／東経135度58分の地点、北緯35度44分／東経135度59分の地点及び北緯35度45分／東経136度01分の地点を中心とする半径2海里の円内の区域の直上2,000フィートまでの空域を飛行禁止する。（航空路誌：平成12年1月27日公示）  
なお、上記原子力施設上空の飛行について、2,000フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。
- (3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

### 第3 町の対応

町は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県及び大阪航空局小松空港事務所に連絡するものとする。

## 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

### 第1 計画の方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関においては、こうした輸送の特殊性等を踏まえて対応するものとする。

### 第2 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第19節 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第20節 要配慮者災害予防計画

### 第1 計画の方針

原子力災害は、通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 第2 災害応急体制の整備

#### (1) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

#### (2) 退避等体制の整備

町は県と連携し、国、原子力防災専門官及び原子力事業者の協力のもと、要配慮者に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、又、要配慮者を適切に退避等誘導するため、地域住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に係る退避等誘導體制の整備に努めるものとする。

又、社会福祉施設の管理者は、各施設から退避等施設に至るまでの経路を点検し、退避等を行う際に障害となる物を除去するなど、退避等道路の安全確保を図るものとする。

#### (3) 介護体制の整備

町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅介護体制や退避等施設での要配慮者の介護体制（二次退避等施設の設置を含む。）を整備するものとする。

#### (4) 情報共有体制の整備

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、条例に特別の定めがある場合を除き、要配慮者本人の同意を得た上で、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者に対し、要配慮者に関する情報を提供するものとし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者に対し、要配慮者に関する情報を提供することができる。

町は、要配慮者に関する情報を提供するときは、情報の提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る要配慮者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

#### (1) 情報連絡・伝達設備の充実

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第6節「情報の収集・連絡体制等の整備」により整備を図るものとする。

又、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

#### (2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第6節「情報の収集・連絡体制等の整備」により整備を図るものとする。

又、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、並びに避難等施設での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

更に、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。

### 第4 防災知識の普及

#### (1) 支援体制の整備

町及び県は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

#### (2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

#### (3) 児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、学校等の管理者は、町及び県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

### 第5 防災訓練における配慮事項

町及び県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(空白)

## 第3章 緊急事態応急対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 避難、屋内退避等の防護措置
- 第5節 治安の確保及び火災の予防
- 第6節 飲料水及び飲食物の摂取制限等
- 第7節 緊急輸送活動
- 第8節 救助・救急、消火及び医療活動
- 第9節 住民への的確な情報の伝達活動
- 第10節 自発的支援の受入れ等
- 第11節 行政機関の業務継続に係る措置



## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

#### (1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。又、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

イ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。又、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

#### (2) 警戒事態（第1段階）が発生した場合

ア 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係府県、関係市町に対して情報提供を行うものとされている。

又、関係府県、P A Zを含む市町に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、P A Z内の地方公共団体を通じて要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

イ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。又、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

#### (3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態（第2段階）発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けたときは、直ちに町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、関係府県、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。更に、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について町をはじめ官邸（内閣官房）、県及び住民等に連

絡するものとされている。又、PAZを含む市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。更に、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、PAZ内の地方公共団体を通じて要請するものとされている。

ウ 町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

## 第2 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の様態、原子力事業者の応急対策活動の様態及び事故対策本部設置の様態、被害の様態等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとされており、更に、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 町は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の様態等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 町及び県は、各々が行う応急対策活動の様態等について相互の連絡を密にするものとする。

オ 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

### (2) 全面緊急事態（第3段階）における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係府県、関係市町、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。更に、主要

な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係府県、関係市町に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

ウ 町は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとしている。

### 第3 通信手段の確保（一般回線が使用できない場合の対処）

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線及び統合原子力防災ネットワーク回線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

## 第3節 活動体制の確立

### 第1 町の活動体制

#### (1) 原子力災害対策のための警戒態勢

##### ア 警戒態勢

町は、警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、町原子力災害警戒本部を設置して、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

##### (ア) 設置場所

警戒本部は、原則として、町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する（その他の代替施設として、保健福祉センターなごみ、あっとほ〜むいきいき館を候補場所とする）。

##### (イ) 組織及び事務分掌

① 警戒本部の本部長は町長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、町長が不在等の場合には、副町長、防災安全課長、総務課長の順で本部長の権限を委譲する。

② 警戒本部副本部長は副町長、教育長をもって充て、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 警戒本部員は、各課長、議会事務局長、若狭消防組合消防本部消防長（以上班長）、その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

又、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、まちづくり課長をもって充てる。

④ 警戒本部に表3-1の班を置き、班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

なお、各班に係を置き、その主な事務分掌はおおい町原子力災害警戒本部運営要領に準じる。

(ウ) 警戒本部に、本部長、副本部長、本部員、報道主管者、各班連絡員及び指定職員で構成する警戒本部会議を置く。

(エ) 町（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じて警戒本部会議を招集する。

警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- ② 町の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
- ③ 関係各課及び現地警戒本部の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- ⑤ 国、県及び防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項

- ⑥ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- ⑦ その他重要な初期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、警戒連絡室、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図る。

表 3 - 1 警戒本部に設置する班

警戒本部 設置時の班名	班長名	警戒本部 設置時の班名	班長名
総務班	総務課長	上下水道班	上下水道課長
防災班	防災安全課長	商工班	商工観光課長
調査広報班	まちづくり課長	避難誘導班	しごと創生室長
労務輸送班	税務地籍課長	出納班	会計契約課長
住民班	住民窓口課長	支援班	議会事務局長
保健班	すこやか健康課長	学校教育班	学校教育課長
福祉班	いきいき福祉課長	社会教育班	社会教育課長
農林水産班	農林水産課長	消防班	若狭消防組合消防本部 消防長
建設班	建設課長		

(オ) 警戒本部に防災安全課長を長とし、又、防災安全課長補佐を次長とする事務局を置き、まちづくり課長及び指定職員をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

(カ) 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

① 各班連絡員

各班毎に1名を指定し、各班長の指示に従い、所属班の連絡に当たる。

② 指定職員

あらかじめ指定した職員で、防災班、調査広報班の職員は、警戒本部事務局に属し、事務局長の指示に従い、初期活動に当たる。指定職員の編成及び業務は別に定める。

(キ) 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、図3-1のとおりとする。

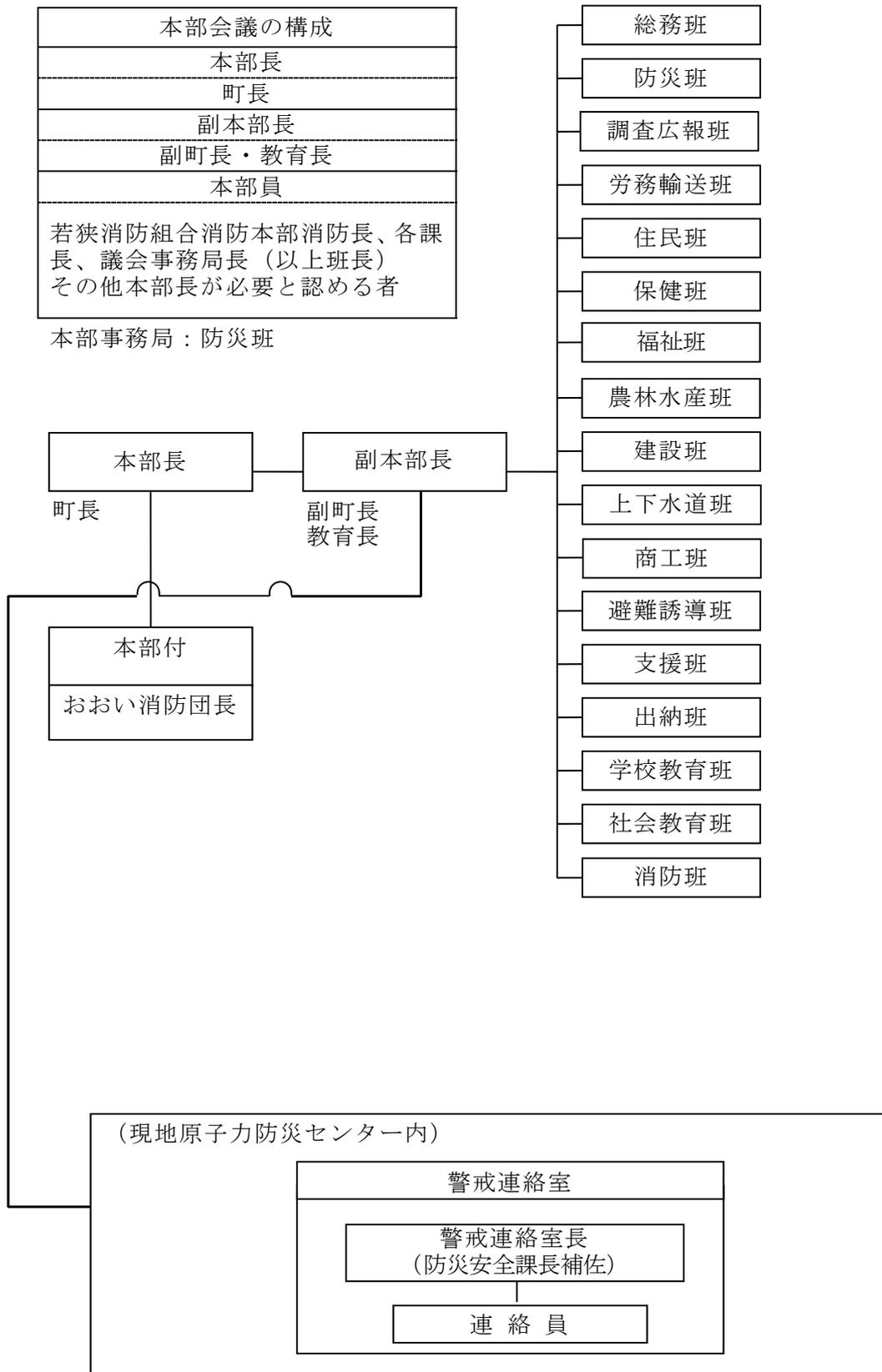


図3-1 町警戒本部組織（概略）図

イ 警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、町（警戒本部長）は、次の機関にその旨を通知又は報告する。

- (ア) 原子力防災専門官
- (イ) 県
- (ウ) 町防災会議構成団体

ウ 設置の公表

警戒本部を設置した場合、町（警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を町庁舎正面玄関に掲示する。

エ 警戒連絡室の設置

- (ア) 町（警戒本部長）は、警戒本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに警戒連絡室を設置し、初動活動を実施する。
- (イ) 警戒連絡室長は、防災安全課長補佐を充てる。

オ 現地警戒本部の設営等

町（警戒連絡室長）は、県、原子力防災専門官と連携して、福井県原子力災害現地警戒本部設営に協力する。

又、防災関係機関に対して必要な資機材の提供を要請する。

(2) 災害対策本部の設置等

ア 町は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。更に、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする災害連絡室を現地原子力防災センターに設置するものとする。

イ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制等

ア 設置場所

災害対策本部は、原則として、町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する（その他の代替施設として、保健福祉センターなごみ、あつとほ～むいきいき館を候補場所とする）。

イ 組織及び事務分掌

- (ア) 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 災害対策本部副本部長は副町長、教育長をもって充て、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (ウ) 災害対策本部員は、総務課長、防災安全課長、まちづくり課長、税務地籍課長、住民窓口課長、すこやか健康課長、いきいき福祉課長、農林水産課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、しごと創生室長、会計契約課長、議会事務局

長、学校教育課長、社会教育課長、若狭消防組合消防本部消防長をもって充てる。

又、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、まちづくり課長をもって充てる。

(エ) 災害対策本部に表3-2の班を置き、班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

なお、各班に係を置き、その主な事務分掌はおおい町災害対策本部運営要綱に準じる。

表3-2 災害対策本部に設置する班

災害対策本部 設置時の班名	班長名	災害対策本部 設置時の班名	班長名
総務班	総務課長	上下水道班	上下水道課長
防災班	防災安全課長	商工班	商工観光課長
調査広報班	まちづくり課長	避難誘導班	しごと創生室長
労務輸送班	税務地籍課長	出納班	会計契約課長
住民班	住民窓口課長	支援班	議会事務局長
保健班	すこやか健康課長	学校教育班	学校教育課長
福祉班	いきいき福祉課長	社会教育班	社会教育課長
農林水産班	農林水産課長	消防班	若狭消防組合消防本部 消防長
建設班	建設課長		

(オ) 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、報道主管者、各班連絡員及び指定職員で構成する災害対策本部会議を置く。

ただし、災害の進展等により必要がある場合は、現地原子力防災センターで災害対策本部会議を開催することができる。

(カ) 町（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 町の災害状況及び災害応急対策実施状況
- ② 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的及び重要事項
- ③ 災害対策本部内各班及び災害連絡室の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- ⑤ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑥ その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、災害連絡室、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図る。

(キ) 災害対策本部に防災安全課長を長とし、又、防災安全課長補佐を次長とする事務局を置き、まちづくり課長及び指定職員をもって構成する。なお、事務局長は、必要に応じその他の班を事務局に構成員として加えることができる。

(ク) 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

① 各班連絡員

各班毎に1名を指定し、各班長の指示に従い、所属班の連絡に当たる。

② 指定職員

あらかじめ指定した職員で、防災班、調査広報班の職員は、本部事務局に属し、事務局長の指示に従い、応急対策活動に当たる。指定職員の編成及び業務は別に定める。

(ケ) 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、図3-2のとおりとする。

ウ 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知又は報告する。

(ア) 原子力防災専門官

(イ) 県

(ウ) 町防災会議構成団体

(エ) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を町庁舎正面玄関に掲示する。

エ 災害連絡室の設置

(ア) 町（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに災害連絡室を設置する。

(イ) 災害連絡室長には副町長をもって充てる。

ただし、災害連絡室長に事故があるとき又はその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、災害対策本部長の指名した者がその職務を代理する。

(ウ) 町（災害連絡室長）は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官及び県と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行う。

(エ) 町（災害連絡室長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、おおい町の災害対策本部が行う応急対策の状況等について災害連絡室会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にする。

(オ) 町は、現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、現地災害対策本部に連絡員を派遣する。

オ 町（災害対策本部長）は、国が原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣する。

カ 町（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させる。

キ 原子力防災専門官及び国の専門家との連携

町（災害対策本部長）は、原子力防災専門官及び国の専門家と連携し、必要な対策を講ずる。

ク 県との協力体制

町（災害対策本部長）は、県の原子力災害対策本部との協力体制を整える。

ケ 文書及び記録

(ア) 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「お災対第〇〇号」とする。

(イ) 各班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議する。

(ウ) 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記する。

(エ) 災害対策本部長印は、防災班（防災安全課）にて保管する。

(オ) 災害対策本部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達及び国、県及び防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期する。

コ 職務の代理

町長が不在で連絡が取れない場合は、副町長、防災安全課長の順にその権限を代行する。

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

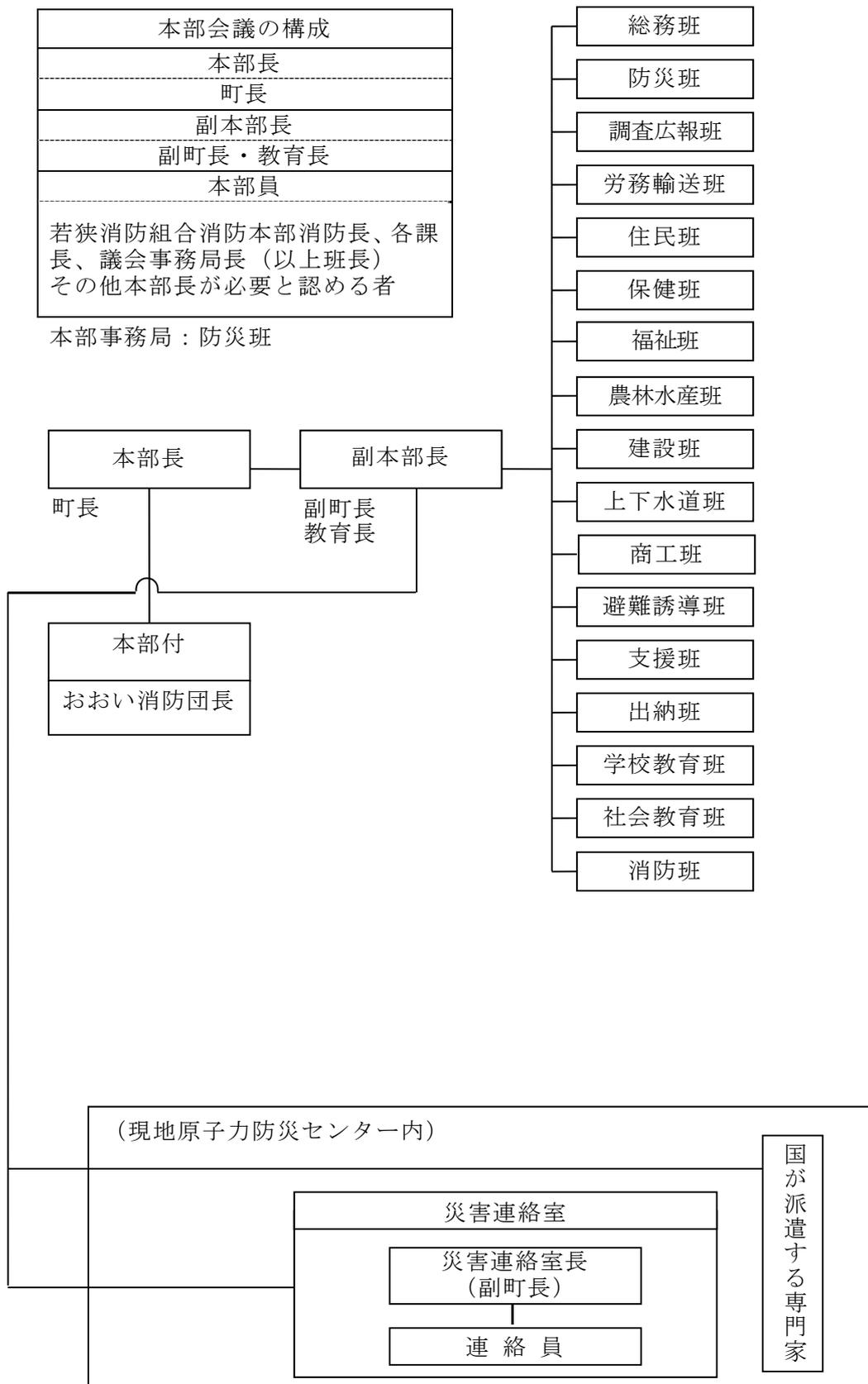


図3-2 町災害対策本部組織（概略）図

## 第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

又、町は、あらかじめ定められた職員を原子力防災センターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

## 第3 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## 第4 応援要請及び職員の派遣要請等

### (1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

### (2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 第5 自衛隊災害派遣要請等

### (1) 派遣要請の手続き

ア 町長が行う派遣要請の手続き

(ア) 町長は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認める場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記ウの事項を連絡することにより要求を行

い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (イ) 町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨及び災害の状況を下記エに掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

- (ウ) 上記(イ)の通知を受けた下記エに掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

イ 派遣の内容

- (ア) モニタリング支援
- (イ) 被害状況の把握
- (ウ) 避難の援助
- (エ) 避難者等の捜索活動
- (オ) 消防活動
- (カ) 応急医療・救護・防疫
- (キ) 人員及び物資の緊急輸送
- (ク) スクリーニング及び除去
- (ケ) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

ウ 口頭で要請する場合の連絡事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線 2259 又は 2351）
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	0773-62-2250 （防災行政無線 7-451）
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊 267）	0761-22-2101

（注）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）（金沢市野田町1-8 TEL076-241-2171（内線238））に連絡するものとする。

(2) 自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

**(3) 派遣部隊の受入れ****ア 派遣部隊の受入れ体制**

町は、知事から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通報を受けたときは、以下の受入体制を整備する。

- (ア) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (イ) 作業計画及び資機材の準備
- (ウ) 派遣部隊の誘導
- (エ) 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- (オ) 住民の協力

**イ 他の防災関係機関との競合重複排除**

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

ウ 自衛隊は、部隊を派遣する場合、町又は県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や若狭消防組合消防本部、県警察との調整に当たらせるものとする。

**(4) 派遣部隊の撤収要請**

町長は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう知事、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

**(5) 経費の負担区分**

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- ア 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- ウ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費及び修理費
- エ 有料道路の通行料
- オ 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

**(6) 派遣部隊の被ばく管理**

派遣部隊の被ばく管理は、原則として自衛隊独自で行うが、町は、自衛隊独自による派遣部隊の被ばく管理が困難な場合において、派遣部隊の長等から県（災害対策本部長）に対し、派遣部隊の被ばく管理の協力が要請された場合、これに協力するものとする。

**第6 原子力被災者生活支援チームとの連携**

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の

担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町（災害対策本部長）は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 第7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

又、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### (2) 防護対策

ア 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。基準又は指標を満たさないおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。

イ 町は、県と連携又は独自に当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

ウ 町の放射線防護を担う班は、原子力防災センター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

### (4) 安全対策

ア 町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

### 第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

町は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 町は、警戒事態（第1段階）発生時には、国若しくは県の要請により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示するものとする。

更に、町は、PAZ内の住民や施設敷地緊急事態要避難者が避難のため集合する施設として、一時集合施設を開設するものとする（大島小学校、はまかぜ交流センター）。

- (2) 町は、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時には、国若しくは県の要請により、PAZ内の住民に対し避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示するとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示するものとする。又、町は、国若しくは県の要請により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を指示するものとする。

更に、町は避難車両中継所を開設する（おおい町総合町民体育館）。自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、県又は町が確保した避難用バスに乗り換え、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

県及び町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について、現地事故対策連絡会議において認識の共有を図り、防護措置を実施する。

- (3) 町は、全面緊急事態（第3段階）発生時には、国若しくは県の要請により、PAZ内の住民に対し避難を指示するとともに、UPZ内の住民に対し屋内退避を指示するものとする。又、避難先の自治体の協力を得て、PAZ内の住民の避難状況の確認を行う。県及び町は、全面緊急事態における防護措置の実施状況（PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。

- (4) 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

- (5) 国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行う。その際には、国、県と緊密な連携を行うものとする。

- (6) 町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

又、町は、PAZ内の避難の実施に併せ、国若しくは県の要請により、UPZ内

の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう指示等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

又、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果や指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (7) 町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。  
又、町は、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (8) 町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。又、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (9) 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し指定避難所等となる施設を示すものとされている。
- (10) 町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。
- (11) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染症拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施する。
- (12) 町は、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

## 第2 避難手段

避難対象地域の住民避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。

### (1) 自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

又、町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

ア 町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（白いタオル）をするよう、事前に周知するものとする。

イ 町は、消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市町に連絡するよう、指示するものとする。

ウ 町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、あらかじめ指定した避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。

### (2) 自家用車以外での避難

ア 自家用車による避難をしない住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

イ 自衛隊車両等により避難した住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う住民は、県又は町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、県又は町があらかじめ指定した半島部の港湾又は漁港若しくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

### (3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。

ア 学校の生徒等が在校時においては、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応

急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

イ 在宅の要介護高齢者・障がい者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

又、介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」）に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

ウ 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

又、介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関又は福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

### 第3 指定避難所等

(1) 町は、県及び避難先市町と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。又、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

(2) 町は、県及び避難先市町と連携し、それぞれの指定避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。又、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。

(3) 町は、県及び避難先市町の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。又、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。又、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、町は、県及び避難先市町と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

又、町は、県及び避難先市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施す

るものとする。

- (5) 町は、県及び避難先市町の協力のもと、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。又、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (9) 県警察は、指定避難所における窃盗を始めとする各種犯罪の防止等生活の安全安心を図るものとする。

## 第4 広域一時滞在

- (1) 町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。又、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待たないとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該町に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとされている。

## 第5 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者登録台帳を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

## 第6 要配慮者への配慮

- (1) 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。又、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

## 第7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。又、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 第8 不特定多数の者が利用する施設等における避難措置

町は、PAZ及びUPZ内に滞在する観光客等一時滞在者の帰宅等の呼びかけを行う。

又、観光施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者を避難させるものとする。

## 第9 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

町は、現地対策本部、関係機関と連携し、警戒区域又は避難指示を行った区域につ

いて、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 第10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。又、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

町（災害対策本部長）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第6節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。町は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。町は、指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。又、町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

表3-3 飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第7節 緊急輸送活動

### 第1 計画の方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員及び緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

### 第2 緊急輸送の順位

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認められるときは、次の順位を原則として県（災害対策本部長）と連携して調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

### 第3 緊急輸送体制の確立

#### (1) 緊急輸送の実施

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）及び防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

#### (2) 調達あっせんの応援要請

町（災害対策本部長）が行う、原子力災害時における輸送車両等の調達及び運用は、次のとおりとする。

##### ア 指定公共機関等への依頼

町内の営業用車両、船舶等保有者に対し、あらかじめ協力方を依頼し、出動要請を行うものとする。

##### イ 輸送関係省庁への依頼

町（災害対策本部長）は、人員、車両等の調達に関して、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

ウ 町（災害対策本部長）は、上記イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

### (3) 緊急輸送のための交通確保

#### ア 航空輸送

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）が関係機関に対してヘリコプターの出動を要請した場合、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県（災害対策本部長）に対して連絡を行うものとする。

#### イ 陸上輸送

##### (ア) 道路輸送

- a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握し、当該情報をもって県（災害対策本部長）が緊急輸送ルートを選定に際して情報提供を行うものとする。
- b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県（災害対策本部長）が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。
- c 道路管理者及び県警察本部長は、交通規制に当たる警察官と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるとともに、その他防災関係機関及び住民に対して周知を図るものとする。

##### (イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、実施機関において西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

#### ウ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効率的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部及び中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

## 第4 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。

### (1) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ、小浜警察署長その他防災関係機関に通報又は連絡するものとする。

又、道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

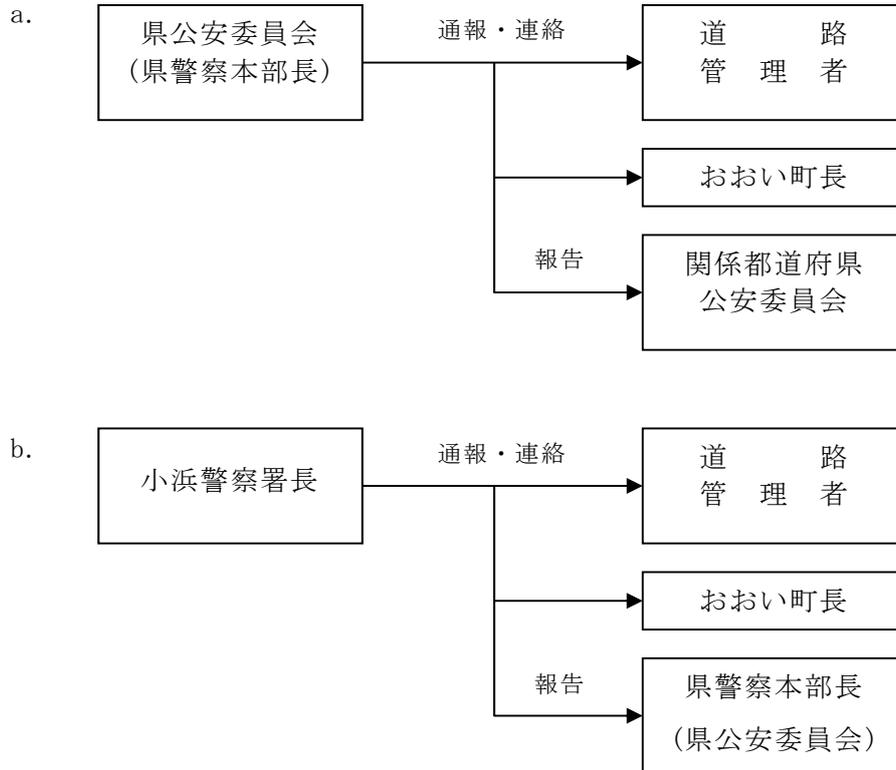
### (2) 交通規制措置

#### ア 交通規制の実施及び緊急交通路の指定の要請

町（災害対策本部長）は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の交通路の確保について、県警察に要請するものとする。

イ 規制情報の連絡及び周知

(ア) 関係機関への連絡等



(イ) 一般住民への周知

町（災害対策本部長）は、上記アの交通規制について、県公安委員会及び県警察が行う一般住民への周知に協力するものとする。

## 第5 立入制限措置

町（災害対策本部長）は、小浜警察署長及び敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

### 第1 救助・救急及び消火活動

#### (1) 陸上における救出・救助及び消火対策

##### ア 町（災害対策本部長）の措置

町（災害対策本部長）は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察及び若狭消防組合消防本部の協力を得て実施するものとする。

又、県（災害対策本部長）に対し被害の状況及び応援の必要性等を連絡するとともに、町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、又は救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、県市町村消防相互応援協定に基づき他市町村（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。

##### イ 若狭消防組合消防本部の措置

若狭消防組合消防本部は、町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行うものとする。

又、消火活動について、若狭消防組合消防本部は、町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段及び方法により、住民に対して出火防止及び初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

##### (ア) 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。更に、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

##### (イ) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

##### ウ 救助・救急及び消火活動の応援要請

町（災害対策本部長）は、町内の消防力で対処できないと判断した場合は、県（災害対策本部長）に対して、広域消防応援、緊急消防援助隊又は自衛隊の出動を要請するものとする。

##### エ 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

#### (2) 海上における救助・救急対策

##### ア 海上における救助・救急活動への協力

町（災害対策本部長）は、敦賀海上保安部、県警察本部その他関係機関と連携協力し、船舶の避難等海上における災害発生に伴う次の措置をとるものとする。

(ア) 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。

(イ) 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規則その他の所要措置をとるものとする。

(ウ) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。

イ 海上における救助・救急活動の応援要請

町（災害対策本部長）は、海上での救助・救急について必要な場合は、県（災害対策本部長）に対し応援を要請するものとする。

(3) 空からの救助・救急対策

町（災害対策本部長）は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急を行うために、あらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

又、空中からの救助・救急について、必要な場合は県（災害対策本部長）に対し、応援を要請するものとする。

## 第2 原子力災害医療活動

(1) 原子力災害医療体制

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）が緊急時医療本部を設置したときは、相互の緊密な連携のもと、心身の健康相談や安定ヨウ素剤の配付、救護所の運営等を実施するものとする。

(2) 原子力災害医療措置

ア 傷病の分類とその措置

県が定める、原子力防災対策上考慮すべき傷病の分類及びそれに対する医療措置は、表3-4のとおりである。

イ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部の指示に基づき行うものとされている。なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとする。

詳細については、次項 第3「安定ヨウ素剤の予防服用」のとおりである。

ウ 原子力災害医療活動従事者の汚染拡大防止

原子力災害医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取り込み及び医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

表 3-4 原子力災害医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺等について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふき取り等の簡易な除染等</li> <li>・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線予防措置</li> <li>・救急蘇生法（ACLS）</li> <li>・合併損傷（創傷、熱傷）</li> </ul>	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染室を用いた細密な除染</li> <li>・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定</li> <li>・血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等</li> <li>・局所被ばく患者の診療の開始</li> <li>・高線量被ばく患者の診療の開始</li> <li>・合併損傷の診療の開始</li> <li>・内部被ばく患者に対する診療の開始</li> </ul>	<p>原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染</li> <li>・重篤な局所被ばく患者の診療</li> <li>・高線量被ばく患者の診療</li> <li>・重症の合併損傷の治療</li> <li>・重篤な内部被ばく患者に対する診療</li> </ul>
担当機関	<p>救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立病院機構敦賀医療センター</li> <li>・市立敦賀病院</li> <li>・杉田玄白記念公立小浜病院</li> <li>・若狭高浜病院</li> <li>・福井県済生会病院</li> <li>・福井勝山総合病院</li> <li>・公立丹南病院</li> <li>・国立病院機構あわら病院</li> </ul>	<p>福井県立病院  福井大学医学部附属病院  福井赤十字病院</p>	<p>原子力災害医療・総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学（福井県管轄）</li> <li>・弘前大学</li> <li>・福島県立医科大学</li> <li>・長崎大学</li> </ul> <p>高度被ばく医療支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福井大学</li> <li>・広島大学</li> <li>・弘前大学</li> <li>・福島県立医科大学</li> <li>・量子科学技術研究開発機構</li> <li>・長崎大学</li> </ul>

原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。

- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣
- ・派遣チームの保有及び派遣体制の整備
- ・救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣
- ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- ・その他原子力災害発生時に必要な支援

### 第3 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

イ 安定ヨウ素剤が事前配布されたU P Z内の住民等に対しては、県と連携し、避難等の際の安定ヨウ素剤の携行を呼び掛けるとともに、国の原子力規制委員会の判断に基づき、服用指示を伝達する。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

イ 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## 第9節 住民への的確な情報の伝達活動

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱、又は流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。又、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 第1 住民への情報伝達活動

#### (1) 広報の留意事項

- ア 町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。又、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。更に、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- イ 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果、等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- ウ 町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- エ 町は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。又、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## (2) 町の広報体制

ア 町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行うものとする。

イ 警戒本部及び災害対策本部設置時には、町長の指定する場所に記者発表室を設置し、災害連絡室設置時には原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、町の報道主管者も、国の記者会見に同席し、町や県の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

ウ 町は、報道機関、防災行政無線、CATV、広報車等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底するものとする。

エ 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

又、この場合において、報道主管者は、必要に応じて警戒本部又は災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。

オ 町は、放射性物質又は放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。

カ 町は、原則として、警戒本部、災害対策本部及び原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。

キ 町は、写真、VTRを活用した情報収集を行うため、必要に応じ、職員を現地に派遣するものとする。

## (3) 町が行う広報事項

町は、県等からの指示に従い、防災行政無線、CATV、広報車等を活用し、以下

に示す段階ごとに住民への広報を周辺住民のニーズを十分把握し的確に行うものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

#### ア 警戒配備体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により広報を行うものとするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。

#### イ 警戒本部を設置したとき

##### 〈広報事項〉

- ① 町からの緊急広報であること
- ② 町及び県に警戒本部を設置したこと
- ③ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- ④ 原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測等）
- ⑤ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- ⑥ 町、県その他防災関係機関の対応状況
- ⑦ 住民及び一時滞在者のとるべき措置
- ⑧ 相談窓口の設置場所及び問い合わせ先
- ⑨ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- ⑩ 交通規制の状況
- ⑪ 指定避難所以外に避難した場合の連絡

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

- ⑫ その他必要事項

#### ウ 災害対策本部を設置したとき

##### 〈広報事項〉

上記イに掲げる広報事項に準じるものとする。

なお、災害対策本部を設置したときは、原子力事業所の周辺地区に情報発信拠点として現地防災情報センターを開設し、必要な職員を派遣するとともに、県、県警察、関係消防本部、原子力事業者と緊密な連携をとり、協力して住民に対し迅速かつ的確な情報提供を行うものとする。

エ 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

〈広報事項〉

上記イに掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- ② 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと

オ 防護対策地区を決定した指示があった場合

〈広報事項〉

上記イに掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ① 決定した防護対策の内容
- ② 防護対策地区の範囲及び具体的な設定地域の内容
- ③ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- ④ 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策地区を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

#### (4) 防災ネットの活用

町及び県は、防災ネット（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

## 第2 相談窓口の開設

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を町長の指定する場所に開設するものとする。

又、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## 第3 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

#### **第4 資料の保存**

町、県その他防災関係機関は、収集又は取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制及び活動体制について定める。

### 第1 ボランティアの受入れ

#### (1) 災害時ボランティア活動の制限

町（災害対策本部長）は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

#### (2) 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県（災害対策本部長）が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、町（災害対策本部長）は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

#### (3) 災害時ボランティアの受入体制

町（災害対策本部長）は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

又、ボランティアの活動への参加希望や指定避難所等における必要な業務、人数等のボランティアニーズを把握し、県（災害対策本部長）と連携して情報提供を行うものとする。

#### (4) 災害時ボランティアの活動体制

町（災害対策本部長）は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

### 第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。又、

現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、又、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

## (2) 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

町は、庁舎が避難のための立退きの指示により使用できなくなった場合等においても、町の業務を継続するための措置を行う。

- (1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 緊急事態解除宣言後の対応
- 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- 第4節 放射性物質による環境汚染への対処
- 第5節 各種制限措置の解除
- 第6節 損害賠償請求等
- 第7節 被災者等の生活再建等の支援
- 第8節 風評被害等の影響の軽減
- 第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- 第10節 心身の健康相談体制の整備
- 第11節 住民相談体制の整備



## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

## 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町（災害対策本部長）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、町は、別に定める職員を派遣するものとする。

又、当該連絡会議に派遣された町職員は、関連情報の集約・整理及び国が行う事務の協力を行うものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域等の設定を見直すものとする。

## 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

## 第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を行うものとする。又、解除実施状況を確認するものとする。

## 第6節 損害賠償請求等

### 第1 災害地域住民の登録

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難及び屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

### 第2 損害調査

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

### 第3 諸記録の作成

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成するものとする。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

町（災害対策本部長）は、国及び県（災害対策本部長）と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

## 第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

町（災害対策本部長）は、国、県（災害対策本部長）と連携して、必要に応じ、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付け又必要枠の確保など、適切な措置を講じるものとする。

又、これら資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付け及び既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し、適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

町（災害対策本部長）は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するとともに、必要に応じて相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 住民相談体制の整備

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第9節「被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援」に定める援助、助成措置に係る相談窓口及び本章第10節「心身の健康相談体制の整備」に定める相談窓口と連携を図り、住民に対する的確な対応を行うものとする。

---

---

おおい町地域防災計画

原子力災害対策編

令和7年2月

編集・発行 おおい町防災会議

---

---

